

公表を予定していない私的文書を 裁判資料として公開することの違法性(3) — 輪島で今何が起きているのか？(10) —

Illegality of Disclosing Private Documents to be published as a Court Materials (3)
— Wajima, a Pandemonium District (10) —

大友 信 秀

7. 前号までの経緯

前前号において、公表を予定していない私的文書を裁判資料として公開することの違法性を争った民事事件を紹介し、同事件の第一審判決を分析し、前号において控訴審判決の問題を分析した。

控訴審判決を不服とする者には、上告及び上告受理申立てが認められており、本件控訴審判決に対しても、これを行った¹。

最高裁の門は、極めて狭いため、控訴審に問題があっても、これを争うことはほぼ不可能であり、上告理由及び上告受理申立て理由を通して、控訴審の問題に触れることは一般的ではない。

本稿では、上告理由及び上告受理申立て理由を読者にご覧いただくことで、最高裁がほぼ取り上げない、控訴審の問題に気づく機会を提供したい。

8. 上告理由

控訴審判決の判断が何を意識し、何を意図的に無視したのかを明らかにするために上告理由を以下に示す。

1 本件上告に対して、令和5年10月4日、上告棄却及び上告審として受理しない旨の決定が下された（令和5年（オ）第1208号、同年（受）第1507号）。

「第1 はじめに

1 事案の概要

本件は上告人が被上告人に対して、被上告人による著作権侵害及び著作権侵害に基づき、損害賠償ならびに謝罪文の掲示等を求めるものである。そして、主要な争点は、①被上告人が、裁判所に提出した上告人作成に係る文書（以下、本件文書という。）が著作物であるかどうか、及び②被上告人による本件文書の提出行為が著作権侵害及び著作権を侵害するかどうか、である。

上記争点に対して、第1審である金沢地方裁判所は、本件文書にある文を一つ一つばらばらにした上で、文書全体に関する判断を行わずに、一つ一つの文章に創作性がないことを理由として、本件文書は著作物ではないとし、②の争点に関しては判断を示さずに上告人（第1審原告）の請求を棄却した。

これに対して、原審は、①の争点につき、第1審の判断に加え、一つ一つの文章に創作性がないという判断を行った第1審の判断から、本件文書全体が著作物でないとの結論を導くことができるとの判断に加え、本件文書に著作物性がないとした。また、第1審が判断しなかった②の争点に関して、「著作権法42条1項により複製が許される著作物については、公表権も及ばないものと解すべきである。」との判断を示し、被上告人の本件文書提出行為は著作権法18条が定める公表権を侵害する行為ではないとした。

2 上告人の主張の骨子

原審判決は、上告人（原審控訴人）が、控訴審である原審において、第1審の判断に審理不尽の違法があるとした主張に対して、第1審の審理不尽の状態を維持し、何ら十分な審理をすることなく結論を下し、上告人（原審控訴人）の裁判を受ける権利を奪ったものであり憲法32条に違反する。また、第1審の判断が文書全体を対象とした判断を行っていないにもかかわらず、これを文書全体に対する判断であるとした点で判決の理由を欠くものである。

さらに、公表権が及ばない範囲は、著作権法18条2項以下に規定されているが、本件被上告人の本件文書提出行為は、それらどれにも該当しないにもかかわらず、これを18条が及ばない行為であるとした点で、原審は明白な法律違反であり、憲法76条3項に違反する。

3 本書面の構成

本書面では、上記に示した事件の概要と上告人主張の骨子に従い、憲法違反ならびに判決の理由不備について詳細を述べ、最後に上告人の主張をまとめる。

第2 憲法違反

1 憲法32条違反

憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」と定める。このことは、民事訴訟においては、私人の訴権に基づく訴えに対して、裁判所が公平中立な立場で手続きに従った解決機会を確保しなければならないことを意味する。

本件では、第1審判決が、本件文書の具体的な記載内容について、段落ごとに分け、それぞれの段落ごとに判断を行い、「いずれもごく短い文章で表したにすぎず、表現としてもありふれたものであって、その構成や論旨の展開等に作成者である原告の工夫がみられるなどしてその個性が表現されているものとはいえない。(第1審判決5頁12行目～21行目)」としているが、本件文書は、そこに含まれる特定の一文が問題となっているのではなく、その総体である。また、本件第1審判決は、本件文書の構成が「ありふれたものであって、原告の個性が表出されているものとはいえない。(第1審判決5頁下から3行目～6頁11行目)」としているが、文書の構成自体は、表現そのものではない。このように、原判決は、上告人が訴訟物とした一つの文書をその中の特定の一つ一つの文としたり、文書の構成とすることで、異なる

訴訟物についての判断を行っており、弁論主義及び処分権主義にも反する違法がある。

これに対して、原審（控訴審）は、「原審は、大要「控訴人は、自らの認識する事実経過により、本件組合の顧問を続けることが極めて困難になったと判断したので、組合長の了承により顧問を辞職したい」という控訴人の思想又は感情を伝達するという本件文書の性質を踏まえ、一つ一つの文章がありふれた表現であるか否かのみならず、これらの文章の集合体としての本件文書に、構成や論旨の展開等において控訴人の工夫が現れた部分があるかについても検討し、これを否定したものであって…（原審判決3頁2～8行目）」として、第1審の判断により、本件文書の著作物性を否定する結論が導き出せると判示したものであり、上告人が主張する第1審の審理不尽くに関して、まったく独自の審理を行うことなく判決を下した。このように、原審は、上告人の裁判を受ける権利を奪ったものであり、憲法32条に反する。

2 憲法76条違反

原審は、被上告人による本件文書提出行為について、著作権法42条1項には、著作権法18条が及ばないとの解釈を示した。

しかしながら、著作権法は、50条で、42条1項を含む著作権法第2章第3節第5款について、「この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」と規定している。

著作権法50条が同42条1項に及ばないとの判断は、明文の文言解釈からは不可能であり、文言解釈に反する解釈があり得るという点についての判例も存在しない。

したがって、原審は、憲法76条3項が定める、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とするところに反する。

第3 判決の理由不備

第1審判決は、本件文書について、「辞任届に組合長の下承を求める旨を記載したりすることが通常でないとしても（第1審判決7頁3～4行目）」と、本件文書がありふれた表現とは言えず、創作性があることを認めながら、創作性の有無の判断対象を本件文書の中の一つ一つの文章とすることで、本件文書全体の判断を放棄し、一つ一つの文章に創作性がないことをもって、上告人の請求を棄却する理由とした。

これに対して、原審は、第1審判決が、本件文書の創作性について触れた判旨にはまったく触れることなく、また、文書全体について判断していない点についても独自に審理することなく、第1審の事実認定をそのまま踏襲した。

このように、原審は、第1審判決が理由を欠いたものであるのに、これをそのまま踏襲しており、理由不備である。

第4 まとめ

以上のとおり、原審判決には、憲法違反が認められるほか、理由の不備という絶対的上告理由が存在するため、速やかに破棄されるべきである。」

9. 上告受理申立て理由

以下、上告受理申立て理由を示す。

「第1 はじめに

1 事案の概要

本件は申立人が被申立人に対して、被申立人による著作者人格権侵害及び著作権侵害に基づき、損害賠償ならびに謝罪文の掲示等を求めるものである。そして、主要な争点は、①被申立人が、裁判所に提出した申立人作成に係る文書（以下、本件文書という。）が著作物であるかどうか、及び②被申立人による本件文書の提出行為が著作者人格権及び著作権を侵害するかどうか

か、である。

上記争点に対して、第1審である金沢地方裁判所は、本件文書にある文を一つ一つばらばらにした上で、文書全体に関する判断を行わずに、一つ一つの文章に創作性がないことを理由として、本件文書は著作物ではないとし、②の争点に関しては判断を示さずに申立人（第1審原告）の請求を棄却した。

これに対して、原審は、①の争点につき、第1審の判断に加え、一つ一つの文章に創作性がないという判断を行った第1審の判断から、本件文書全体が著作物でないとの結論を導くことができるとの判断に加え、本件文書に著作物性がないとした。また、第1審が判断しなかった②の争点に関して、「著作権法42条1項により複製が許される著作物については、公表権も及ばないものと解すべきである。」との判断を示し、被申立人の本件文書提出行為は著作権法18条が定める公表権を侵害する行為ではないとした。

2 申立人の主張の骨子

原審判決は、申立人（原審控訴人）が、原審において、第1審の判断に審理不尽の違法があるとした主張に対して、第1審の審理不尽の状態を維持し、何ら十分な審理をすることなく結論を下したものであり、また、第1審の判断が文書全体を対象とした判断を行っていないにもかかわらず、これを文書全体に対する判断であるとした点で経験則違反である。

さらに、公表権が及ばない範囲は、著作権法18条2項以下に規定されているが、本件被申立人の提出行為は、それらどれにも該当しないにもかかわらず、これを18条が及ばない行為であるとした点で、原審は明白な法律違反であり、法令解釈に関する重要な事項を含む違法な判決である。

3 本書面の構成

本書面では、上述した事件の概要と申立人主張の骨子に従い、原審判決が最高裁判例に違反する点及び法令解釈に関する重要な事項を含む違法に該当

する点について述べ、最後に申立人の主張をまとめる。

第2 上告受理申立て理由1 (経験則違反について)

1 経験則違反について

第1審判決は、「辞任届に組合長の了承を求める旨を記載したりすることが通常でないとしても(第1審判決7頁3～4行目)」と判断しており、原審は、このことを否定していない。その上で、第1審判決は、「…「組合長のご了承により」という表現自体がありふれたものであることは否定されるものではない…」としており、明らかに、一連の文章で構成された本件文書について、一文一文に区別して、その一文ごとの創作性を判断している。

一連の文章で構成された文章全体に創作性があるかどうか争われている事件において、一文一文の判断を行い、そのみで文章全体の創作性の有無を判断することはできず、このような判断は、明白に経験則に反するものである。また、一連の文章で構成された本件文書には、原判決が指摘する「通常でない(第1審判決7頁4～4行目)」とする文章が含まれているのであるから、当然、文章全体がありふれたものであることは否定されることになる。

このような原判決(第1審判決)の事実認定をそのまま引用した原判決(原判決2頁最終行から3頁1行目)は、したがって、原判決(第1審判決)の経験則違反をそのまま認めた判断であるため、同じく経験則に反する違法な判断である。

2 上記経験則違反が最高裁判例に違反すること

裁判官は、論理法則・経験則に従わなければならない。したがって、論理法則・経験則に反する事実認定、合理的理由に基づかない事実認定は、違法と評価される。そして、このことは、近時の以下の最高裁判例によっても示されている。

最高裁判所判決平成16年2月26日判時1853号90頁、最高裁判所判決平成17

年1月17日民集59巻1号28頁、最高裁判所判決兵士絵18年1月27日判時1927号57頁、最高裁判所判決平成18年11月14日判時1956号77頁、最高裁判所平成22年7月16日判時2094号58頁。

また、「高度の蓋然性をもって一定の結果を推論させる経験則を無視又は誤用すること」は、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」に該当する。

第3 上告受理申立て理由3（その他の法令の解釈に関する重要な事項について）

1 弁論主義違反及び釈明義務（民事訴訟法149条）違反

原審は、経験則に反する第1審判決の判断をそのまま引用している。そして、この点については、申立人が控訴理由で原判決の理由不備を主張しているにもかかわらず、これにまったく理由を示していない。このように、原審は、弁論主義（裁判所は、事実認定において、当事者の申し出た証拠のみによらなければならない。）に反する。

したがって、原審判決は、「高度の蓋然性をもって一定の結果を推論させる経験則を無視又は誤用する」ものであり、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」に該当する。

2 民事訴訟法247条（自由心証主義）違反

上記のように判断された原審判決は、申立人の証拠（甲3）であり本件の著作者人格権侵害がなされたと主張する本文書中の表現に「通常でない（第1審判決7頁4～4行目）」とする部分が認められているにもかかわらず、本文書に創作性がないとの判断を行った。

このような恣意的な判断は、自由心証主義の範囲を大きく逸脱するものであり、同じく民事訴訟法247条に違反する。

そして、以上は、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」に該当する。

3 民事訴訟法243条違反

原審は、原判決の事実認定に誤りがあることを申立人が主張しているにもかかわらず、これらの点につき、まったく原審自身の判断を行うことなく、したがって、事件の解決に必要なさらなる審理をまったく行わずに判決を下したものである。

原審の重大な誤りはこのような対応により導かれたものであり、「裁判が熟する前に終局判決を行った」ものといえ、民事訴訟法243条に違反し、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」に該当する。

第4 まとめ

以上のとおり、原審判決には、法令解釈の誤り等が多数存在しており、最高裁判所の判例に違反する内容となっている。また、法令の解釈に関する重要な事項を含む事件でもあるため、上告受理の上、速やかに破棄されるべきである。」

10. 新聞報道の不思議

本件上告及び上告受理申立てに対する最高裁決定があった旨の報道が、北國新聞令和5年10月14日朝刊社会3面においてなされた。

最高裁の決定は、10月4日に行われ、その送達が上告人には6日に到着しているにもかかわらず、これが紙上で報道されたのは、決定から10日も後のことであった。

同記事は、「金大教授の上告棄却 輪島市朝市組合顧問だった大友信秀金大教授が富水長毅組合長に対し、顧問の辞任届を別の裁判の証拠として無断提出したのは著作権侵害に当たるなどとして、損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法廷（今崎幸彦裁判長）は13日までに、教授側の上告を棄却する決定をした。「文書に創作性はなく、著作物と認められない。」として請求を棄却した。決定は4日付け。」となっている。

同記事には、「富水長毅組合長に対して」となっているが、本件は、個人を被告・被控訴人・被告として争った事件であるため、「組合長に対して」訴えた事件ではない²。また、「著作権侵害に当たるなどと」とされているが、主要な争点は「著作権者人格権」侵害に対するものであった。そのほか、決定が4日付けであることはその通りであるが、「13日までに～決定した。」という部分は何を意味しているのであろうか。この日に情報提供者からの情報提供を受けたという、報道までに時間を要したことの言い訳なのであろうか。

別件訴訟に関しては、本稿筆者を被告とする事件に関して、被告に訴状が届く1か月近くも前に、訴訟提起に関し報道をした新聞社が³、決定についてこれほど遅れて報道するのは不思議という他ない。また、当事者について、被告を個人でなく組合長として、原告があたかも組合を相手に争っているかのように報道したり、主要な争点を誤認させるような報道をすることについては、中立、公平、客観的であるべき報道機関の姿勢として大きな問題があると言わざるを得ない。

2 富水長毅が組合長ではないとして争っている訴訟が複数あり、北國新聞の記者がこれら訴訟の口頭弁論に立ち会っていることから、このような記事を作成及び掲載することはジャーナリズムの本質である事実を中立公平な立場で公表するという姿勢に反するものと言わざるを得ない。

3 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の作成日は、令和5年3月10日であるが、北國新聞報道は、同年2月18日に行われた。同事件の訴状作成日は同年2月17日となっているが、被告への連絡が1か月近く遅れたのは、原告が訴状等の修正に大幅な時間を費やしたことを伺わせる。このことから、北國新聞は、このような状況について、まったく独自の取材判断を行うのではなく、原告から連絡を受け、機械的に報道したものであり、被告の不安を不必要に煽る、原告に偏った報道であると評価されよう。